

保険税は国保をささえる大切な財源です

保険税は、病気やけがをしたときの医療費にあてられる貴重な財源です。保険税が不足すると、国保から十分な給付が受けられなくなり、医療費の負担も大きくなってしまいます。国保が健全に運営されるためには皆さんの御協力が必要です。

医療分と介護分について

医療分は国保運営に必要な経費ですべての被保険者の方が納付の対象となります。

介護分は40歳から64歳までの方が介護保険料として保険税に上乗せして支払うものです。

なぜ、介護分はあがったの？

介護保険の介護利用料が増加したため保険税としての負担も増えました。

国保から介護保険に2号被保険者の介護保険料として負担していますが、この納付金は長野県内の介護保険の医療費を人数割りにしたのですが、この負担が増えたためです。

医療費を増やさないために

国民健康保険及び介護保険の負担額を抑えるために保健事業などで予防を図っていますが、その他にお互いに日頃から健康診断を受け早期発見、早期治療で医療費の抑制にご協力をお願いします。



こんなときは届出を

社会保険に加入したとき、会社を退職した時等、異動の事由が生じたときは、14日以内に役場窓口へ届け出をお願いします。

いつまでに払えばいいの？

年税額を毎月で割りかえした額を月末までに収めていただきます。1000円未満の端数は7月に徴収させていただきます。

また、7月までは税率及び所得が確定していないため、暫定的に計算した税額で収めていただき、確定したら本来の税額でお支払いいただきます。

口座振替を利用しましょう

金融機関または郵便局で口座振替がご利用できます。

口座から自動的に支払われますので収め忘れがありません。

今まで口座振替されていない方で口座振替を希望される方は、税務係まで7月26日までにご連絡ください。



国保税を長い間滞納すると

一年間以上滞納すると、保険証を返していただきかわりに資格証明証が交付されます。

これにより医療費がいったん全額自己負担となり、差し止められた給付額から滞納分が差し引かれる場合があります。

問い合わせ先 清内路村役場 総務振興課 税務係

TEL 0265-46-2001